

【宇土市】施設等利用費の請求方法（償還払い）について

（市外の幼稚園・特別支援学校幼稚部の預かり保育を利用している方向け）

○請求方法（償還払い）について

償還払いとは、保護者が、一旦利用料を支払い、その後申請することで払い戻しを受ける仕組みです。償還払いを受けるためには、保護者が「施設等利用請求書」に必要書類を添えて市に提出する必要があります。

<手続きの流れ>

- ①利用した施設に「領収書」, 「提供証明書」の交付を依頼してください。
- ②「請求書」に必要事項を記入のうえ, 「領収書」, 「提供証明書」「振込先口座の通帳等の写し」を添付して宇土市学校教育課に提出してください。
- ③市で確認・審査を行い, 指定の口座に施設等利用費を振り込みます。

<請求受付について>

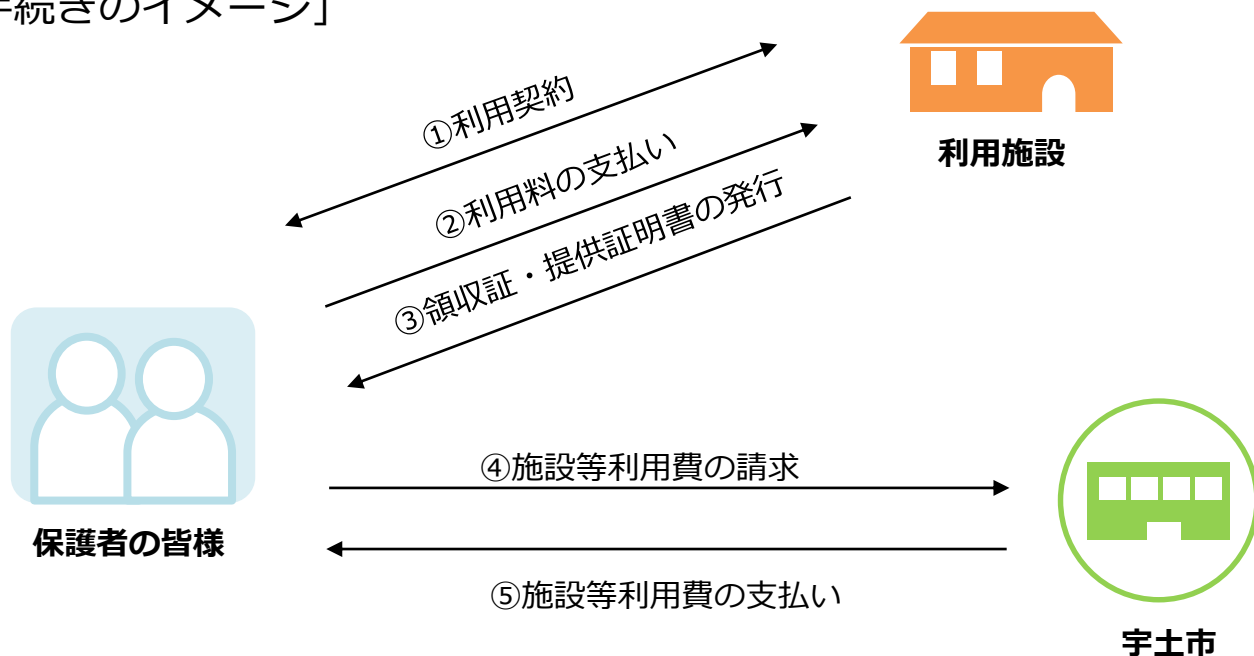
給付請求の受付は四半期ごとに行います。

（10～12月分：1月請求, 1～3月分：4月請求, 4～6月分：7月請求, 7～9月分：10月請求）

<様式等について>

領収書, 提供証明書など必要な様式については, 学校教育課窓口での配布及び宇土市ホームページをご覧ください。

[手続きのイメージ]



※預かり保育事業分の請求について, 保育の必要性の認定を受けていない場合, まず, 施設等利用給付認定第2号又は第3号の申請が必要です。

【問い合わせ先】

宇土市教育委員会 学校教育課

TEL : 0 9 6 4 - 2 2 - 6 5 0 2 MAIL : gakumu02@uto.kumamoto.jp